

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	人事課事務サポートセンター準備室
委託業務名	障害者雇用促進支援業務
委託業務場所	大津市御陵町
概要	(仮称) 事務サポートセンターの設置に伴う障害者の受入体制の整備 (障害者理解等を含む) や採用活動支援等
契約期間	令和 4 年 6 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
契約年月日	令和 4 年 6 月 1 日
契約金額	880,000 円
契約の相手方	[所在地] 大津市京町三丁目 5-12 森田ビル 5F [名称] 特定非営利活動法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会
契約相手方の選定理由	障害者雇用促進法に基づく「障害者就業・生活支援センター」は、 障害者の職業的自立を図るために地域の関係機関と連携しながら、 職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助 言などを一体的かつ総合的に行っており、県内では大津圏域を含む 7 箇所の福祉圏域に設置されている。 同協議会は、大津圏域を担当する「障害者就業・生活支援センタ ー」の運営主体であり、県の同種業務を行う者として県知事に指定 され、かつその事業の受託者として県知事から推薦されている市内 で唯一の団体であるため、同協議会と随意契約を行うもの。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項  (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品 の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払い その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをする とき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見 込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。